

一般競争入札の実施について

岐阜市子ども・若者総合支援センターで使用する電気の調達に係る一般競争入札を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和2年10月5日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入品及び数量 岐阜市子ども・若者総合支援センターで使用する電気
予定使用量 158,000kWh
- (2) 供給期間 令和3年3月の検針日から令和4年3月の検針日の前日まで
- (3) 供給場所 岐阜市明德町11番地 岐阜市子ども・若者総合支援センター
- (4) その他 「岐阜市子ども・若者総合支援センター電気需給仕様書」のとおり

2 入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第18条第1項及び岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第4条第3号の規定により、物件の製造、買入れその他の契約に係る岐阜市競争入札参加資格審査を受け、この公告の日から1か月前までに岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者で、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を一般競争入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (3) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ ①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者との接続供給契約を締結している者であること。（岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者は除く。）

(7) この公告の日から過去2年の間に国又は地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人に対する電気の供給に係る契約実績（それぞれが保有する施設を管理・運営する者との契約を含む。）が2件以上あること。

3 現場説明の有無 無

4 入札保証金

岐阜市契約規則第3条第1項ただし書の規定により免除とする。

5 契約保証金

岐阜市契約規則第11条第1項ただし書の規定により免除とする。

6 前払金の有無 無

7 無効となる入札該当事項

岐阜市競争入札心得（平成10年10月1日決裁）による。

8 入札参加資格の確認

- (1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書提出要領の定めるところにより、入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書の提出は郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は別紙「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。

① 申請書受付期間

令和2年10月5日（月）から令和2年10月19日（月）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日を除く。

② 申請書受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 申請書受付場所

岐阜市役所行政部契約課

- (2) 入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書の受付をもって行うものとし、一般競争入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）をもって入札参加資格証明書とする。入札参加資格証明書の交付を受けた者が、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格証明書を係員に提示すること。

9 資料等の貸与等

- (1) 資料等は、岐阜市ホームページに掲載する。ただし、資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができる。

① 貸与申請期間

令和2年10月5日（月）から令和2年11月2日（月）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

② 申請受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 貸与場所

岐阜市役所行政部契約課

ただし、原則郵送による対応とするため、貸与を希望する場合は、岐阜市役所行政部契約課（TEL 058-265-3893）まで連絡すること。

④ 貸与期間

令和2年10月5日（月）から令和2年11月4日（水）まで

貸与期間が終了したときは、直ちに岐阜市役所行政部契約課まで返却すること。

10 質疑応答

(1) 資料等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を持参又はFAXにより提出することができる。

① 提出期間

令和2年10月5日（月）から令和2年10月19日（月）まで
ただし、岐阜市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

② 提出時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 提出場所

岐阜市役所行政部契約課（FAX 058-262-4471）

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、令和2年10月22日（木）までにFAX又は電子メールにより行う。

11 一般競争入札の日時等

(1) 入札の日時及び場所

① 日 時 令和2年11月4日（水）午後1時30分

② 場 所 岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所行政部契約課

(2) 入札方法等

入札書の提出は郵送又は持参とし、提出方法については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」による。

・持参の場合の提出期限

令和2年11月2日（月）午後5時までに岐阜市役所行政部契約課窓口まで持参すること。

・郵送の場合の提出期限

令和2年11月2日（月）午後4時までに岐阜神田郵便局に到着すること。

(3) 入札書の記載方法

① 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する金額は、②の方法により見積もった「電気料金総価」とする。（消費税及び地方消費税相当分を含む）

② 電気料金総価

「電気料金総価」とは、1(1)の購入品及び数量を調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とし、仕様書の別紙により本市が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に対して、各入札参加者が設定する契約電力に対する基本料金単価及び使用電力量に対する電力量料金単価により算出した金額の合計である。ただし、燃料費調整単価及び再

生可能エネルギー発電促進賦課金単価は加算しないものとする。

③ 入札金額算定書

入札書には、入札金額の算出基礎が確認できるように、入札書の別紙として、別に定める入札金額算定書を添付すること。なお、入札金額算定書は、入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

12 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札において、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札を行った者を落札者とする。なお、契約については、落札価格算定の基礎となった各単価により行うものとする。
- (3) 契約の締結後、法令等の改正により消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。
- (4) 本件は、電子入札の対象としない。
- (5) その他、特記の無い事項については、岐阜市競争入札心得による。